

## 水銀排出施設一覧

水俣条約の 対象施設	大気汚染防止法の 水銀排出施設		施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準(注1) ( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )	
				新規 施設	既存 施設 (注2)
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼 ボイラー	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー		・ 燃焼能力(注3) 50L/h 以上	8	10
	小型石炭混焼ボイラー(注4)			10	15
非鉄金属(銅、鉛、 亜鉛及び工業金) 製造に用いられ る精錬及び焙焼 の工程	一次施設	銅又は工業金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煅焼炉/金属の精錬の用に供する溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)転炉及び平炉 ・ 原料処理能力 1t/h 以上	15	30
		鉛又は亜鉛	金属の精製の用に供する溶解炉(こしき炉を除く。) ・ 火格子面積 1 $\text{m}^2$ 以上 ・ 羽口面断面積 0.5 $\text{m}^2$ 以上 ・ 燃焼能力(注3) 50L/h 以上 ・ 変圧器定格容量 200kVA 以上	30	50
	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉 ・ 原料処理能力 0.5t/h 以上 ・ 火格子面積 0.5 $\text{m}^2$ 以上 ・ 羽口面断面積 0.2 $\text{m}^2$ 以上 ・ 燃焼能力(注3) 20L/h 以上	100	400
		工業金	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉 ・ 燃焼能力(注3) 10L/h 以上 ・ 変圧器定格容量 40kVA 以上  亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉 ・ 原料処理能力 0.5t/h 以上	30	50
廃棄物の焼却設 備	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下 水汚泥焼却炉)		・ 火格子面積 2 $\text{m}^2$ 以上 ・ 焼却能力 200kg/h 以上	30	50
	水銀含有汚泥等の焼却炉等		水銀回収義務付け産業廃棄物(注5) 又は水銀含有再生資源(注6)を取扱 う施設 (加熱工程を含む施設に限る。) (施設規模による裾切りはなし。)	50	100
セメントクリン カーの製造設備	セメントの製造の用に供する 焼成炉		・ 火格子面積 1 $\text{m}^2$ 以上 ・ 燃焼能力(注3) 50L/h 以上 ・ 変圧器定格容量 200kVA 以上	50	80 (注7)

- 注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。
- 注2) 施行日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）
- 注3) 燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの
- 注4) バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10 万 L/h 未満のもの
- 注5) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。
- 注6) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。
- 注7) 原料とする石灰石 1kg 中の水銀含有量が 0.05mg 以上であるものについては、 $140 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$  です。